

広島県告示第三百三十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、広島県広島ヘリポートの使用料徴収事務を次のとおり委託した。

平成三十一年四月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| | | |
|-------------------|-----|---|
| 委 託 を 受 け た 者 | 名 称 | 株式会社日本空港コンサル ンツ 代表取締役 池上 正春 |
| 住 所 | | 東京都中央区勝どき一丁目一 三番一号 東京都中央区京橋三丁目一三 番一号 |
| 委託した年月日 (委託期間) | | 平成三十二年四月一日 (平成三十二年四月一日) 平成三十二年三月三十一日 |